

事務連絡
令和7年（2025年）3月14日

各訪問看護ステーション管理者 様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課長

令和6年度厚生労働省補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業」のうち
生産性向上・職場環境整備等支援事業について（通知）
標題事業について、令和7年（2025年）2月12日付け医政発0212第5号で厚生労働省から令和6年度事業の実施要綱の通知がありましたのでお知らせします。
本事業については、令和7年度事業の実施要綱が厚生労働省から示された後、県への申請手続き等について改めてお知らせいたしますが、補助対象が「令和7年3月31日時点で『ベースアップ評価料』を届け出ている訪問看護ステーション」となりますので、申請を検討される場合は、当該届出等の御確認をお願いします。

記

- 1 補助対象
令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている訪問看護ステーション
- 2 対象となる取組
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に以下①～③にある業務の効率化や職員の処遇改善を図る取組を実施した場合が対象となります。
 - ① ICT機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、Web 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
 - ② タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
 - ③ 給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善
- 3 支給額
訪問看護ステーション：1施設×18万円
- 4 その他
 - ・本事業については、県ホームページに概要を掲載しておりますので、御確認ください。
（掲載先）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/229176.html>
 - ・ベースアップ評価料の届出については、九州厚生局ホームページを御確認ください。
（掲載先）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/kango/todokede.html

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課
地域ケア推進班 担当：宮崎
Tel:096-333-2211

医政発 0212 第5号
令和7年2月12日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

(4) 事業の支給額

（病院・有床診療所※） 許可病床数×4万円

（無床診療所） 1施設×18万円

（訪問看護ステーション） 1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給対象となる取組について

以下の取組のいずれか（複数可）を支給対象とする。

（ICT機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(5-2) 給付金の支給について

- ① 給付金の支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」及び別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」を添えて申請を行う。
- ② 給付金の支給を受けた対象施設は、都道府県が定める日までに、別紙様式2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を添えて報告を行う。
- ③ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-3) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。
- ③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより給付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合。